

## 組合Q & A

### 組合事業の範囲について

Q = 次のような行為は、組合の行為として行なうことができるか。

例1 林道の除雪作業を組合事業として実施している林業の組合が、村からの依頼で道路の除雪作業を実施

例2 商店街組合が構築している商店情報ネットワークを、当該地域在住老人等の緊急・救急通報システムとして活用

〔A〕労働奉仕、祭事、寄付等の行為は、組合が一つの社会的存在として当然行い得る行為であると解され、設例のような場合はこれに該当すると考えられる。

なお、以下の事例については、原則として組合事業の範囲内であると考えられる。

- 組合員の事業と何らかの関連性を有する場合
- 従来、自動車部品の共同仕入を行つて、自動車整備業の組合が、新規に販売のための車両の共同仕入を実施する。
- 従来、寝具乾燥の共同受注を行つて、寝具衛生加工業の組合が、新規に入浴サービスを実施する。
- 採石業の組合が採石によりできる池を利用して養殖を実施する。

④従来、呉服の共同仕入を行つて、いた呉服小売業の組合が、新規に毛皮、コート及び宝石の共同仕入を実施する。

④卸団地組合が敷地内にビルを建設し、賃貸マンションを経営する。

係の遠方のゴミ収集事業を実施する。  
④卸団地組合が敷地内にビルを建設し、賃貸マンションを経営する。

### 持分払戻方法変更のための定款変更の議決方法について

Q =

持分全額払戻制をとる組合が、出資額限度の払戻方法に定款変更する場合は、組合員にあっては既得権の放棄を意味するので、総会における定款変更議決とは別に組合員全員の同意が必要ではないか。

〔A〕持分払戻方法に関する定款変更については、中協法第53条による特別議決をもつて足り、特に組合員全員の同意は要しないものと解する。すなわち、中協法第53条において定款変更は特別議決によること、また持分払戻に関する同法第20条に「：定款の定めるところにより…全部又は一部の払戻しを請求…」と規定するだけであり、中協法上組合員全員の同意を要する規定がないので、これが法律上明文の規定がないことを根拠として、通常の定款変更の手続きで足りるものと解する。

なお持分については、既得権たる財産権と解する見解のほか、脱退等により実現化する潜在的な期待権とする見解もあるので、本件については、組合員の同意を得ることは好ましいことであるが、現行法上は法53条

の特別議決をもつて足りるとする見解は中小企業庁においても採用しているものである。

中小企業組合質疑応答集（全国中小企業団体中央会編）より転載

### 組合士検定にチャレンジ !!

Q =

【第1問】招集の手続きを経ずに、たまたま全組合員が集まつた時に決めた事柄を、総会の議決として認めることは許されない。

【第2問】総会において、議長は議決に加わる権利を有しないが、採決の結果が可否同数のときは、議長の決するところによる。

【第3問】理事会の招集は、代理事が行う。

【解答】【第1問】×（総会は、一定の招集手続に従つて開催しなければならないが、全組合員の同意が有るときは、この手続きを経ることなく開催することができる。たまたま全員が集まつた場合、全員の同意によりこれを総会とし、そこで決めたことを総会決議とすることが認められている。）【第2問】○【第3問】×（一般に、理事会の招集権者は代表理事になつていることが多いが、それは定款でそのように定めているからである。法律は、基本的に理事全員に招集権があるとし、定款、理事会で招集権者を決めることができることとしている。）